

オオタカ保全回復事業計画

平成 24 年 11 月 13 日
京都府告示第 656 号

第 1 事業の目標

オオタカは、全国に留鳥として分布し、近年繁殖地を拡大しつつあるものの、京都府内においては里山から丘陵地の森林に掛けて局地的に繁殖個体が生息しているのみで、生息数は少ない。特に人の生息圏に近い低山に生息していることが多いことから、里山の荒廃や開発等による繁殖地の減少、松枯れによる営巣木の消失など生息環境の悪化により絶滅の危機に瀕している。

本事業は、本種の府内における生息状況等の把握とそれに続くモニタリングを行い、その結果を踏まえて、密猟防止やカメラマン、観察者などの接近による営巣放棄等を引き起こす行為の防止、本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第 2 事業の区域

京都府内における本種の生息域

第 3 事業の内容

本事業を適切かつ効果的に実施するため、専門的な知識を有する者と連携を図りながら以下のとおり本種及び本種をとりまく生息状況等の動向を把握し、生態等に関する知見を集積するよう努める。

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、行動圏や採餌行動などの生息状況に関する情報を蓄積するとともに、必要に応じてそれらの動向についてモニタリングを行う。また、死亡要因を把握するため、野外で死亡した個体が得られた場合は、収容状況の情報収集、当該個体の検査等の調査を行うよう努めるものとする。

なお、密猟等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

(2) 生息に適する環境の解明

(1)の調査研究の結果を踏まえ、また、かつて本種が里山の維持活動等人間の活動と深いかわりを持ちながら存続してきたことにかんがみ、生息環境の維持に重要な役割を果たしてきたと考えられる森林や草地の管理方法等、人間との良好な共存関係をもたらした要因について調査研究を行い、現状との比較を行うこと等を通じて、本種の生息に適する環境の解明に努める。なお、近隣府県においては、本種がさらに標高の低い、規模の大きい緑地のある公園でも営巣を開始する事例がある。同様の変化がおこらないかについて留意する必要がある。

2 地域における個体群の保護

(1) 密猟防止などの対策及び監視の強化

生息に適した地域が限られ、個体群の規模は小さいことから、密猟やカメラマン、観察者などの接近による営巣放棄等を引き起こす行為が及ぼす影響は相当大きいものと懸

念される。このため、営巣地が特定されないように公表には十分配慮するとともに、繁殖地の状況を踏まえ、密猟や営巣地への不用意な接近などを監視し、本種の生息、繁殖への悪影響を及ぼす行為を防止するように努める。

(2) 外来産亜種による遺伝子かく乱の防止

近年、オオタカの外国産亜種が多数輸入され、ペットとして飼育されている。そのうちの一部はすでに野外に逃げ出していることが確認されているが、それらが在来の野生個体と交配した場合遺伝子かく乱が起こる可能性があるため、飼育個体の管理を厳重にし逃げ出さないよう徹底を図る。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く繁殖地、採餌場所など生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。なお、本種の生息地周辺における本種の生息に影響を及ぼすおそれのある土地の利用及び開発の実施に際しては、関係機関との連携体制を整備すること等により、本種の生息に必要な環境条件を確保するため、その実施主体により配慮がなされるよう努める。

(1) 森林環境の保全

食物不足が繁殖成功率の低下の一因になっていると考えられていることから、獲物となる多様な生物の生息が可能な環境や狩りをしやすい環境の維持が重要である。そのため、人工林では強度間伐による下層植生の回復や複層林化、針広混交林化の推進、天然林では広葉樹植栽や抜き切りなどの里山整備を推進する。

(2) 鉛中毒の防止

鉛弾による鉛中毒の実態を把握し、適切な対策を講ずるとともに、関係機関との連携を強化するなど、鉛中毒を防止するよう努める。

(3) 事故防止の対策

電線等の電力施設への接触による感電、風力発電施設へのバードストライク、走行する車両との接触などによる死傷等を防止するため、関係機関と連携し、関係者の理解及び協力を得つつ、必要に応じて調査を実施し、可能な対策が講じられるよう努める。

4 傷病個体の救護

京都府、市町村、獣医師会、動物園等の関係機関との連携・協力により、傷病個体を救護施設に保護収容して、治療、リハビリテーションするとともに、野外での生活が可能な状態に回復した場合は、原則として野外に帰すものとする。また傷病の発生原因の究明により再発の防止に努める。

5 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、事業者、国及び関係地方公共団体のみならず、関係地域の住民をはじめとする府民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本種の保護に対する配慮及び協力を幅広く働きかける。また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等など本種についての理解を深めるための取組を行う。

(2) 公共事業等の開発における配慮

1で得られた知見や環境省自然環境局野生生物課発行の「猛禽類保護の進め方」などを活用しつつ、本種に与える影響を回避もしくは極力軽減した工法及び管理手法の採用とともに、作業などの実施に当たっては営巣放棄につながる営巣地への不用意な接近を避けるなどの配慮を十分に行うなど、関係地域の住民の理解を得つつ、生息地及びその周辺地域における保全対策を図る。

一般にオオタカの生息地、特に営巣地を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣地の周辺に集合、出入りを繰り返す、オオタカの繁殖を阻害することが危惧されるため、営巣地は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。背景の山の姿等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝えた上でオオタカ保護への協力を依頼するほか、監視のための人を配するなどの配慮を行う。

また、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている『環』の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、京都府及び関係市町村などの関係行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、保全活動団体、教育関係者、農林業関係者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業並びに密猟防止などの対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施に当たっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取り組みを行う団体と連携して行う。

また、本種の地域個体群を保護していくためには広域にわたる生息環境の保全対策が重要であることから、近隣府県との情報共有や協働した保全の取り組みを推進する。

さらに、本種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の指定や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」など別の法令でも規制を受けているので、保全回復事業の実施にあたって関係機関との調整を図る。